明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務四）　一
○保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一）　二
○クレーン等安全規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　二
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令（農林水産四）　三

〔告示〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件（総務二六）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同二七）　三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同二八）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務四二）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同四三、四四）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働三八）　四
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業一五）　五
○DNV ASから登録事項の変更の届出があった件（国土交通一二一）　五
○水先人に免許を与えた件（同一二二）　五
○安全上重要な機器等を定める告示の一部を改正する件（原子力規制委一）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛三六）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一一）　六
○都市計画に関する件（中国地方整備局一六、一七）　六

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　八
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
国家試験
令和七年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　八

〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

省令

○総務省令第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号、別表第二号の二の四、別表第二号の二の五、別表第二号の三の二、別表第三号、別表第五号の二から別表第五号の九まで、別表第十一号から別表第十一号の四まで、別表第十二号から別表第十二号の四までの規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

別表第四号の四の規定中「平成25年法律第27号）第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三十一第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

別表第一号から第一号の四まで、別表第二号第1、別表第二号第5、別表第三号から別表第三号の七まで、別表第四号から別表第四号の三まで、別表第五号から別表第五号の三まで、別表第六号の五、別表第六号の七、別表第六号の八、別表第七号から別表第七号の三まで、別表第八号、別表第八号の三、別表第八号の四、別表第八号の六、別表第十一号及び別表第十二号の規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。